

令和7年度市営住宅申込案内



1 田原市の市営住宅について

現在田原市には、公営住宅とシルバーハウジング、特定公共賃貸住宅があり、公営住宅は低所得者に低額の家賃で住宅を供給する福祉目的の住宅、シルバーハウジングは高齢者世帯向けの住宅、特定公共賃貸住宅は中堅所得者向けの住宅となっています。

2 申込資格

- 現に同居し、または同居しようとする親族(婚約者含む)があり、住宅困窮者であること
※婚約により申込される方は、挙式予定日(入籍予定日)の3ヶ月前から申込の受付をいたします。
※夫婦を分割しての申込(例:別居の為等)はできません。
※単身者の方は原則として申込できません。(単身で申込の方は、下記「3 単身での申込資格」参照)
- 申込者世帯に持家(申込者名義の家)がないこと
- 申込世帯の収入が公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること
※別表1 収入基準早見表参照
- 市町村税等の滞納がないこと
- シルバーハウジングに申込の方は、(ア)～(ウ)のいずれかに該当し、かつ(エ)に該当すること
(ア) どちらか一方が60歳以上の夫婦世帯
(イ) 全員が60歳以上の親族からなる二人世帯
(ウ) 60歳以上の単身者
(エ)ア・イ・ウともに**1年以上田原市内に在住**している方
- 築出住宅にお申込の方は、世帯主の年齢が満18歳以上、40歳以下の方で、当該世帯主に配偶者がいること(45歳に達した時に退去していただきます)
- 特定公共賃貸住宅は公営住宅施行令に定める収入基準以外の方
- 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯は申込できません
- 申込者及びその同居者が暴力団員ではないこと

3 単身での申込資格 (2 申込資格 (2) (3) (4) を含む)

- 住宅困窮者であり、日常生活に支障のない程度に健常であるか、又は介護が必要であっても常時介護を受けることができること
 - 次のいずれかに該当していること
ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
(ア) 申込日現在で満60歳以上の方
(イ) 身体障害者(身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者)
(ウ) 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者)
(エ) 知的障害者(療育手帳の交付を受けているA～C判定(愛知県発行の場合)の障害者。愛護手帳(名古屋発行)の場合は総合判定で1度～4度)
(オ) 戦傷病者の方(恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方)
(カ) 原子爆弾被爆者の方(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方)
(キ) 生活保護を受けている方(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者)
(ク) 海外からの引揚者の方((厚生労働大臣が証明した方で)日本に引揚げてから5年未満の方)
(ケ) ハンセン病療養者の方(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する、ハンセン病療養所入所者等に該当する方)
(コ) DV被害者の方(ただし、婦人相談所・裁判所等で証明書の発行が可能な方)
- 申込者が暴力団員ではないこと

4 必要書類

- 市営住宅入居申込書
- 収入を証明する書類(課税証明書など)
・申込時期等により提出していただく書類が、別表2のように変わりますのでご注意ください。
- 扶養又は収入を証明する書類
・申込家族のうち、収入のない方については、無職の証明又は扶養されていることを証明する書類が必要です。
・退職をし、再就職されていない方は、離職票の写し又は退職証明書の写しを提出してください。
- 世帯全員の住民票の写し(省略されていないもの)
- 市町村税の滞納のないことを証明する書類
・現在、課税されている市区町村の税務担当課で証明を受けてください。
証明の必要な税目は市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税です。
- シルバーハウジングに申込の方は申込調書・誓約書・申立書
なお、入居後心身の状況が変化し、自立生活が不可能となった場合には、住宅の明渡し努力義務が発生します。
- 築出住宅に申込の方は、世帯主の年齢が満45歳に達したときに退去していただく誓約書
- その他
・親(子)世帯等と同居するため申込まれる方は、同居入居の誓約書。
・身体・心身に障害のある方、生活保護等を受けている場合は、証明する手帳等の写し。
・現在、賃貸アパートや借家等に居住されている方は、賃貸借契約書の写し又は家賃の支払い証明書等。
・婚約中の方は、婚約証明書及び婚約入居の誓約書を提出していただきます。
・単身、母子・父子家庭、別居中の親(子)世帯等と同居するために申込まれる方は、戸籍謄本を提出してください。
・証明する書類が提出できない場合はその理由と状況を明らかにする申立書を提出してください。
・持家処分により申し込まれる方は、不動産売買契約書または競売開始の証明書等。

5 申込資格喪失

次の方は入居決定・契約後であっても入居の資格を失います。

- 受付後において、申込資格がないことが判明した方
- 二重申込又は虚偽の申込したことが判明した方
- 受付後において、同居親族の変更や婚約者の変更があった方、住所や連絡場所等の変更があっても連絡のなかった方
- 指定された期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をされない方
- 契約の翌日(入居可能日)から1ヶ月以内に、申込家族全員が入居できない方
なお、婚約により申込された方は入居可能日から1ヶ月以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、3ヶ月以内には申込家族全員が入居してください。できない場合は退去していただくこととなります。
- 再申込の対象者で、再申込を行わなかった方又は再申込において申込資格を満たさなくなった方

6 その他

- 公営住宅の入居順位は、年2回(8月・2月頃)の入居者選考委員会後に住宅困窮度に応じて変わります。
- 市営住宅入居後は、各住宅の自治会へ加入していただきますので、共益費・町内会費が発生します。
- 市営住宅の駐車場については、各戸1台分のみとなります。(ただし、神戸久保川・福祉の里住宅は2台分あります。)
- 公営住宅へ入居後、収入が増え収入超過となった方は、住宅の明け渡し努力義務が発生します。
- 市営住宅でのペットの飼育、餌付けは禁止されています。
- 市営住宅の入居契約に関しては、保証能力のある連帯保証人が1名必要となります。
- 緑ヶ丘住宅、シルバーハウジング、築出住宅はオール電化のため、電磁調理器が必要となります。
- 入居者およびその同居者が暴力団員であることが判明したときは、住宅の明渡し請求事由に該当します。
- 申込後、毎年6月時点で入居待機中の方については、再申込していただき、申込資格の有無を確認します。
- 郵送による申し込みは受け付けできません。

お問合せ先 田原市役所建築課 TEL 0531-23-3527(直通)

《別表2 収入を証明する書類区分表》

「申込に必要な書類」のうち、収入を証明する書類については、次の区分表により該当する
 ●印及び○印の書類を全て提出してください。なお、●印の書類により収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類	申込月	市区町村発行の所得証明書(※1)	源泉徴収票(前年分)	給与支払明細書(※2)	確定申告書の控え(要) 税務署の受理印	月別明細書(※3)	又は年金改定通知書の写し	最近の年金振込通知書の写し	開業届の写し(要) 税務署の受理印	退職証明書の写し等	転職を証明する書類	扶養を証明する書類
給与所得者	①前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	1~5	○	●									
		6~12	●										
	②前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までに1年以上経過している方	1~12	○		●								
	③前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までの勤務期間が1年未満の方	1~12	○		●							○	
自営業所得者等	④最近まで収入者の扶養家族になっており、最近就職した方	1~12			●								○
	⑤前年1月1日以前から引き続き営業している方	1~3	○			(●)	●						
		4~5	○				●	(●)					
		6~12	●										
その他	⑥前年1月2日以降に営業開始し申込日までに1年以上経過している方	1~12	○				●			○			
	⑦前年1月2日以降に営業開始し申込日までの営業期間が1年未満の方	1~12	○				●			○	○		
	⑧最近まで収入者の扶養加家族になっており、最近営業を始めた方	1~12					●			○			○
	⑨年金受給者	1~12	○					●					
その他	⑩失業中の方	1~12	● 雇用保険受給資格者証の写し										
	⑪生活保護受給者	1~12	● 生活保護受給証明書										

- 《備考》
- (※1) 所得証明書…市区町村の税務担当課で総収入金額及び扶養家族の有無等を確認できる所得証明を受けてください。
※田原市で証明を取る場合は課税証明を取ってください。
 - (※2) 給与支払証明書(申込書裏面様式1)
②の場合…現在の勤務先で、**申込月の前月から過去1年間分の支払証明**をうけてください。(残業手当・賞与等含む。)
③④の場合…現在の勤務先で、**就職した月から申込月の前月までの支払証明**を受けてください。(残業手当・賞与等含む。)
 - (※3) 月別明細書(申込書裏面様式2)
⑤の場合…**前年の1月から12月までの所得**を記入してください。なお、確定申告を済ませた方は、その申告書の控え(税務署の受理印のあるもの)を提出してください。
⑥の場合…**申込月の前月から過去1年分の所得**を記入してください。
⑦⑧の場合…**営業開始をした月から申込むつきの前月までの所得**を記入してください。
- ※ 証明する書類が提出できない場合は、その理由と状況を明らかにする申立書を提出してください。

《収入計算の対象とならないもの》
 生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

住宅名	建設年度	管理戸数	間取り	郵便番号	住所	行政区	設備	
緑ヶ丘住宅	1棟	H19	27	3DK(69.4㎡) 12戸 2K(47.1㎡) 15戸	441-3427	加治町北恩中1番地5	加治衣笠校区	1 風呂桶・給湯器付(3箇所給湯) 2 水洗便所(公共下水) 3 オール電化
	2・3棟	H20	30	3DK(72.3㎡) 各9戸 2K(49.0㎡) 各6戸		加治町北恩中55番地1		
	4・5棟	H21	12	2K(47.1㎡) 平屋各6戸				
西鎌田住宅	1~5棟	S54 ~ S58	147	3DK(56.8㎡・62.2㎡)	441-3421	田原町西鎌田6番地1	鎌田衣笠校区	1 風呂桶・給湯器付(風呂のみ給湯) 2 水洗便所(公共下水)
	6~18棟			3DK(56.8㎡・62.2㎡)		田原町西鎌田3番地1		
	19棟			3DK(56.8㎡)		田原町西鎌田5番地3		
大沢住宅	S59	24	3DK(63.3㎡・69.9㎡)	441-3421	田原町大沢3番地16	蔵王東ヶ丘中部校区	1 風呂桶・給湯器付(風呂のみ給湯) 2 水洗便所(公共下水)	
希望が丘住宅	A・B棟	S62 ~ H2	81	1F・2K(39.9㎡) 各4戸 2・3F・3DK(74.2㎡) 各6戸	441-3423	西神戸岡町202番地1	希望が丘神戸校区	1 風呂桶・給湯器付(風呂のみ給湯) 2 水洗便所(農業集落排水)
	C・D・E棟			1階一部2K(39.9㎡) CD各4戸、E2戸 3DK(74.2㎡~75.7㎡) CD各6戸、E7戸、FG各8戸		神戸町上り口81番地1		
	H・I棟			3DK(75.7㎡) 各8戸		神戸町上り口34番地3		
法蔵寺住宅	A棟	H8 ~ H9	30	3DK(65.9㎡) 12戸	441-3501	高松町シンチウ56番地3	高松高松校区	1 風呂桶・給湯器付(3箇所給湯) 2 水洗便所(農業集落排水)
	B棟			3DK(65.9㎡) 18戸		高松町シンチウ22番地		
西前田住宅	S61 H8 ~ H9	48	3DK(62.0㎡) 1棟24戸、2棟6戸、3棟15戸	441-3605	江比間町西前田55番地	江比間泉校区	1 風呂桶・給湯器付(1棟は風呂のみ、2・3棟は3箇所給湯) 2 水洗便所(農業集落排水)	
			2K(45.2㎡) 3戸(3棟101、201、301)					
宮ノ前住宅	H1 ~ H3	72	3DK(60.8㎡~61.6㎡) 全6棟各12戸	441-3613	古田町宮ノ前32番地1	古田清田校区	1 風呂桶・給湯器付(洗面・風呂給湯) 2 水洗便所(公共下水)	
保美住宅	1~4号棟	S48、 S53 ~ S58	110	2DK(46.1㎡) 20戸	441-3614	保美町後田9番地2	保美福江校区	1 風呂桶・給湯器付(風呂のみ給湯) 2 水洗便所(公共下水)
	5棟			3K(51.2㎡) 12戸		保美町後田66番地1		
	6~9号棟			3K(51.2㎡~52.9㎡) 6・7各24戸、8棟12戸、9棟18戸				
仲瀬古住宅	S52	23	3DK(56.8㎡)1棟18戸、2棟6戸	441-3614	保美町仲瀬古29番地3	保美福江校区	1 風呂桶・給湯器付(風呂のみ給湯) 2 水洗便所(公共下水)	
築出住宅	101号~EVなし	H13	12	2DK(56.70㎡~58.31㎡)	441-3421	田原町築出50番地3	萱町1区中部校区	1 風呂桶・給湯器付(3箇所給湯) 2 水洗便所(公共下水) 3 オール電化
	105号~EVあり	H15	12	2DK(59.26㎡)				1 風呂桶・給湯器付(3箇所給湯) 2 水洗便所(公共下水) 3 オール電化
神戸久保川住宅(7F建)	H10 ~ H11	12	2DK(50.3㎡) シルバーハウジング(1・2F)	441-3415	神戸町久保川8番地1	漆田1区神戸校区	1 風呂桶・給湯器付(3箇所給湯) 2 水洗便所(公共下水) 3 オール電化	
		30	3LDK(76.5㎡)				1 風呂桶・給湯器付(3箇所給湯) 2 水洗便所(公共下水)	
福祉の里住宅(8F建)	H13 ~ H14	18	2DK(51~53㎡) シルバーハウジング(2・3Fの一部)	441-3421	田原町築出23番地1	萱町1区中部校区	1 風呂桶・給湯器付(3箇所給湯) 2 水洗便所(公共下水) 3 オール電化	
		54	3LDK(77~78㎡) 41戸 4LDK(95㎡) 13戸				1 風呂桶・給湯器付(3箇所給湯) 2 水洗便所(公共下水)	
市営住宅合計 742戸 (公営住宅 634戸 特定公共賃貸住宅 108戸)								

【別表1 収入基準早見表】

給与所得者

この早見表は、給与所得者が1名でほかの申込家族は扶養の場合の早見表ですので目安としてご覧ください。

年間総収入金額	階層区分	所得月額	同居扶養親族				
			0人 (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)
年間総収入金額	階層①	104,000円以下	2,043,999円以下	2,583,999円以下	3,127,999円以下	3,663,999円以下	4,135,999円以下
	階層②	104,000円を超え 123,000円以下	2,044,000円 ～ 2,367,999円	2,584,000円 ～ 2,911,999円	3,128,000円 ～ 3,451,999円	3,664,000円 ～ 3,947,999円	4,136,000円 ～ 4,423,999円
	階層③	123,000円を超え 139,000円以下	2,368,000円 ～ 2,643,999円	2,912,000円 ～ 3,183,999円	3,452,000円 ～ 3,711,999円	3,948,000円 ～ 4,187,999円	4,424,000円 ～ 4,663,999円
	階層④	139,000円を超え 158,000円以下	2,644,000円 ～ 2,967,999円	3,184,000円 ～ 3,511,999円	3,712,000円 ～ 3,995,999円	4,188,000円 ～ 4,471,999円	4,664,000円 ～ 4,947,999円
	階層⑤	158,000円を超え 186,000円以下	2,968,000円 ～ 3,447,999円	3,512,000円 ～ 3,943,999円	3,996,000円 ～ 4,415,999円	4,472,000円 ～ 4,891,999円	4,948,000円 ～ 5,367,999円
	階層⑥	186,000円を超え 214,000円以下	3,448,000円 ～ 3,887,999円	3,944,000円 ～ 4,363,999円	4,416,000円 ～ 4,835,999円	4,892,000円 ～ 5,311,999円	5,368,000円 ～ 5,787,999円
特定公共賃貸住宅収入上限	487,000円以下	単身申込不可	8,248,889円	8,671,112円	9,093,334円	9,515,556円	

↑ 公営住宅に申込できます

↓ 特定公共賃貸住宅に申込できます

事業所得者

この早見表は、事業所得者が1名でほかの申込家族は扶養の場合の早見表ですので目安としてご覧ください。

年間総収入金額	階層区分	所得月額	同居扶養親族				
			0人 (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)
年間総収入金額	階層①	104,000円以下	1,248,000円以下	1,628,000円以下	2,008,000円以下	2,388,000円以下	2,768,000円以下
	階層②	104,000円を超え 123,000円以下	1,248,001円 ～ 1,476,000円	1,628,001円 ～ 1,856,000円	2,008,001円 ～ 2,236,000円	2,388,001円 ～ 2,616,000円	2,768,001円 ～ 2,996,000円
	階層③	123,000円を超え 139,000円以下	1,476,001円 ～ 1,668,000円	1,856,001円 ～ 2,048,000円	2,236,001円 ～ 2,428,000円	2,616,001円 ～ 2,808,000円	2,996,001円 ～ 3,188,000円
	階層④	139,000円を超え 158,000円以下	1,668,001円 ～ 1,896,000円	2,048,001円 ～ 2,276,000円	2,428,001円 ～ 2,656,000円	2,808,001円 ～ 3,036,000円	3,188,001円 ～ 3,416,000円
	階層⑤	158,000円を超え 186,000円以下	1,896,001円 ～ 2,232,000円	2,276,001円 ～ 2,612,000円	2,656,001円 ～ 2,992,000円	3,036,001円 ～ 3,372,000円	3,416,001円 ～ 3,752,000円
	階層⑥	186,000円を超え 214,000円以下	2,232,001円 ～ 2,568,000円	2,612,001円 ～ 2,948,000円	2,992,001円 ～ 3,328,000円	3,372,001円 ～ 3,708,000円	3,752,001円 ～ 4,088,000円
特定公共賃貸住宅収入上限	487,000円以下	単身入居不可	6,224,000円	6,604,000円	6,984,000円	7,364,000円	

↑ 公営住宅に申込できます

↓ 特定公共賃貸住宅に申込できます

築出住宅申込収入基準早見表

給与所得者(給与所得者が1人で特別控除対象者がいない場合の早見表です)

年間総収入金額 (公的年金は除く)	区分	所得月額	同居親族数		
			1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)
			申込上限	487,000円以下	8,248,889円
申込下限	52,001円以上	1,676,000円	2,236,000円	2,780,000円	

事業所得者(事業所得者が1人で特別控除対象者がいない場合の早見表です)

年間総収入金額 (公的年金は除く)	区分	所得月額	同居親族数		
			1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)
			申込上限	487,000円以下	6,224,000円
申込下限	52,001円以上	1,004,012円	1,384,012円	1,764,012円	

《所得月額計算式》給与所得者・事業所得者が複数名いる場合は、この算式で計算できます。

年間総所得金額		個別の特別控除		一般控除		その他の控除							
給与所得者の方は 給与所得控除後の金額	-	ひとり親 35万円 または 寡婦 27万円	-	38万円 ×	-	障害者 27万円 特別障害者 40万円 特定扶養親族 25万円 老人扶養親族 10万円 所得等調整控除 10万円	÷	12	=	所得月額			
収入のある方が2人以上いる場合には、お互いの給与所得控除後の金額を合算した金額				同居親族又は扶養親族数		各々×対象者数							

収入計算で控除する金額について

区分	控除の種類	対象者	控除額	
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方		
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象者として認められている方(仕送りをしていだけでは扶養親族にならない場合があります。)	1人につき 38万円	
個別の特別控除	(1) ひとり親	婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない方のうち、下記の3つの要件すべてに当てはまる方 ①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ②生計を一にする子がいること。 ③合計所得金額が500万円以下であること。	その人の所得から 35万円	
		(2) 寡婦 ※ひとり親の対象でない人	離別 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の方	その人の所得から 27万円
			死別 夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない方で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、合計所得金額500万円以下の方	
その他の特別控除	(3) 普通障害者	申込者・扶養親族のうち、次のいずれかを持っている方 身体障害者手帳3～6級 精神障害者保健福祉手帳2～3級 療育手帳B、C判定、愛育手帳3、4度	1人につき 27万円	
		(4) 特別障害者 申込者・扶養親族のうち、次のいずれかを持っている方 身体障害者手帳1～2級 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳A判定、愛育手帳1、2度	1人につき 40万円	
	(5) 特定扶養親族	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある人の扶養親族と認められている方	1人につき 25万円	
	(6) 老人扶養親族	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、収入のある人の扶養親族と認められている方	1人につき 10万円	
	(7) 所得等調整控除	給与所得もしくは公的年金所得に係る雑所得のある方	その人の所得から 10万円	

(注) 婚約者は同居親族に含まれますが、胎児は含まれません。なお、年齢は申込日現在の満年齢とします。

※次掲げる世帯(裁量階層)については、入居収入基準(月額)は一般世帯より高い214,000円までとなります

- ①身体障害者世帯・戦傷病者世帯 同居予定親族に次掲げる障害者のいる世帯
 - ・1～4級までの身体障害者 ・精神障害者、知的障害者
 - ・恩給法別表第1号表の3第1款定以上の障害がある戦傷病者のいる世帯
- ②原爆被爆者世帯
 - 同居予定親族に原子爆弾被爆者に対する措置に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている世帯
- ③高齢者世帯
 - 入居契約者が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である世帯
- ④引揚者の方
 - 海外からの引揚者の方で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方(引揚証明書を受け付けている方)
- ⑤ハンセン病療養所入所者
 - 入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等がいる世帯
- ⑥同居予定者に小学校就学前の子がいる世帯

家賃減免制度

田原市では、次の表に該当する世帯については、住宅家賃の減免を受けることができます。
 なお、特定公共賃貸住宅は家賃減免対象外となります。

区 分	対 象 者	減額率等（内容）
低所得減免	生活保護世帯	家賃と住宅扶助料との差額免除
	所得月額 0円～26,000円	家賃の50%
	所得月額 26,001円～52,000円	家賃の30%
福祉減額	所得月額 52,001円～78,000円の次の世帯 ●心身障害者世帯 ●老人世帯 ●母子世帯 ●父子世帯 ●原爆被爆者世帯	家賃の10%

●福祉減額対象世帯

母子世帯	「配偶者のない女子」であって、現に20歳未満の子を扶養している世帯（同居の親族のうち20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている方がいる世帯は除く。）
父子世帯	「配偶者のない男子」であって、現に20歳未満の子を扶養している世帯（同居の親族のうち20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている方がいる世帯は除く。）
老人世帯	60歳以上の老人の世帯 （家族は、その配偶者、18歳未満又は56歳以上の方に限る。）
心身障害者世帯	家族の中（同居親族）に中度（療育手帳B判定・愛護手帳3度）以上の知的障害、中度（2級）以上の精神障害、4級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯
原爆被爆者世帯	家族の中（同居親族）に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第2項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している方のいる世帯